

2015年7月13日

中小企業団体中央会
会長 正木 計太郎 様

部落解放共闘九州ブロック県民会議
議長 村田 正利

部落解放共闘福岡県民会議
議長 西村 芳樹



就職差別撤廃に向けた要請書

日ごろから部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権確立にむけた取り組みに敬意を表します。さて、就職は人生の大きな岐路であり、自己実現や生活の糧を得ることからも非常に重要なものです。また、労働者の権利や人権を保障する上においても、就職という雇用関係の出発点から考えていく必要があります。

これまでも、公正な採用選考を実現するために、国や自治体、教育関係者、民間団体など多くの人が尽力してきましたが、今日もなお、就職試験時における面接での違反質問や結婚・就職に関わる身元調査の横行、さらには、不動産会社による同和地区の問い合わせ事件等、被差別地域への予断と偏見を助長する行為や事件が後を絶ちません。

とりわけ、2006年には興信所などの調査業者による電子版「地名総鑑」の保有が新たに発覚したことや、2011年11月には司法書士らによる1万件に及ぶ戸籍謄本不正取得事件（プライム事件）が発生したこと、また、最近のブラック企業や過労死の社会問題化等を踏まえると、あらゆる差別の撤廃と人権確立に向けた不断の努力が欠かせません。

こうした認識のもと、人権教育・啓発活動の一層の取り組みとさらなる強化のため、以下のことを要請致します。

記

1. 公正採用選考を徹底するため、「統一応募用紙」「厚労省の参考様式に準じた応募用紙」の使用および「職業安定法第5条の4」「労働大臣指針（労働省告示第141号）」を会員に周知徹底すること。特に、戸籍謄（抄）本をはじめとする関係書類の提出や面接時における質問での違反が無いよう会員に対して周知徹底されたい。
2. 国および県が実施する研修会へ企業トップが積極的に参加するよう、会員に周知徹底を行うこと。また、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の趣旨に鑑み、人事担当者等が積極的に推進員となり、社内での啓発・指導を行うよう会員に周知すること。
3. 就職差別撤廃の周知にあたっては、通年的な取り組みにとどまることなく、就職差別撤廃強調月間等を設け、各種啓発活動を実施すること。

以上